

平成 26 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社小僧寿し
代表者名 代表取締役社長 大西 好祐
(JASDAQコード9973)
問合せ先 執行役員 管理本部長 桔梗 正裕
(電話番号 03-6226-4400)

平成 26 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる四半期報告書

平成 26 年 12 月期第 2 四半期報告書

2. 延長前の提出期限

平成 26 年 8 月 14 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 26 年 9 月 14 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社では、第 2 四半期決算作業過程の平成 26 年 8 月 1 日において、当社代表取締役社長が、自己の役員報酬に対して東京地方裁判所より債権差押命令を受けておりかつ自ら当社代表取締役社長としての名をもって同裁判所に提出した債権の存否等に関する陳述書に無報酬である旨を記載していたにも関わらず、役員報酬名目で平成 26 年 5 月 14 日に担当部門である総務人事部を通さずに 4,500 万円を当社口座から代表取締役社長個人の口座に振込むよう指示し、かかる振込が実行されていた事実が判明しました。かかる状況を受け、当社は代表取締役社長に就任した平成 25 年 12 月 3 日の以降の入出金全件につきまして、会計監査人である東陽監査法人と協議のうえ、当社として平成 25 年 12 月 3 日から平成 26 年 7 月 31 日までの入出金全件データを基に、個々の入出金の適正性について確認作業を進める必要があると判断いたしました。

また、当社グループでは平成 25 年 10 月に会社分割により、株式会社東京小僧寿しとして直営店舗の営業機能を分社化したことに伴って、新設分割により新たに発生した連結会社間取引での会計処理が必要となりました。かかる中で時期を同じくして会計システムの新システムへの移行を進めたこともあって、店舗システムと会計新システムとの連動の不備が生じており、平成 25 年 12 月期決算の会計処理の適用について再検討を行っている状況であります。平成 25 年度決算の会計処理について何らかの修正の必要性が認められた場合、改めて当該決算短信の修正について開示を行う予定であります。

以上の影響が、平成 25 年 12 月期決算に影響が及ぶものであるかを含めて、その入出金が正しい判断のもと行われたのかについて判断するとともに、これらの作業にかかる日数、その後の東陽監査法人による四半期レビュー実施期間を考慮いたしますと、平成 26 年 12 月期第 2 四半期決算確定にはしばらくの時間を要すると判断したことから、8 月 14 日までに第 2 四半期決算短信の公表及び四半期報告書の提出が不可能であると判断いたしました。

係る事態は、企業内容等開示ガイドライン第 24 条第 13 項のうち、第 3 号の「過去に提出した有価証券報告書等のうちに重要な事項について虚偽の記載が発見され、当事業年度若しくは当連結会計年度の期首残高等を確定するために必要な過年度の財務諸表若しくは連結財務諸表の訂正が提出期限までに完了せず、又は監査報告書を受

領できない場合であって、発行者がその旨を公表している場合」に該当する可能性があると考えられ、また監査法人より虚偽表示を指摘されているまでは至っていないものの不明朗な振込がなされていることは事実であり、第4号の「監査法人等による監査により当該発行者の財務諸表又は連結財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正による重要な虚偽の表示の疑義が識別されるなど、当該監査法人等による追加的な監査手続が必要なため、提出期限までに監査報告書を受領できない場合であって、発行者がその旨を公表している場合」に監査法人の判断によっては該当する可能性があると考えております。当社は以上の条文およびガイドラインに基づき提出期限延長を申請することといたしました。

株主の皆様をはじめ関係各位には、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上